

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2010年6月25日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFと共に策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、今後も継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。FATFはこのプロセスの一環として、既にこのような国・地域の初期検証を開始しており、その成果を今年後半に提示する予定である。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進展について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの実施を要請する。FATFはこれらアクションプランの実施を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

アンゴラ

2010年6月、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示し、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に、ある程度の進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③テロリスト資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④テロ資金供与防止条約及び国際組織犯罪防止条約の批准を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アンティグア・バーブーダ

2010年2月、アンティグア・バーブーダはFATF及びCFATF(カリブ諸国のFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国はテロリスト資産を特定し凍結するための法的枠組みを構築するためのテロ防止法2010の改正案の可決を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの履行(特別勧告Ⅲ)、②全体的な監督枠組みの改善(勧告23)、③金融における透明性の強化(勧告4)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

アゼルバイジャン

2010年2月、アゼルバイジャンはFATF及びMONEYVAL(欧州のFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化に関する問題に対応することを目的とする資金洗浄・テロ資金供与対策上の改正案を制定すること、テロリスト資産を凍結するための手続きの構築、金融情報機関の機能強化を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。FATF及びMONEYVALは、過去にFATFにより特定された欠陥に対応するために、要求された改革と行動の履行過程が進行中であるかを確認するために現地調査を行う。

ボリビア

2010年2月、ボリビアはFATF及びGAFISUD(南米のFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄の犯罪化の改善と金融情報機関の機能を強化するため、2010年3月31日付での新たな資金洗浄対策法の制定を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは、ボリビアの資金洗浄・テロ資金供与対策体制に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の適切な犯罪化の確保(勧告1)、②テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機

関の構築(勧告26)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

エクアドル

2010年6月、エクアドルはFATF及びGAFISUDと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の改正案の議会への提出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④金融セクターの監督に関する調整の強化と改善(勧告23)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

エチオピア

2010年6月、エチオピアはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの履行(特別勧告Ⅲ)、⑤法執行機関における資金洗浄・テロ資金供与対策に関する意識の向上(勧告27)、⑥国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施(勧告17)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ギリシャ

2010年2月、ギリシャはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、

同国は金融情報機関の実効性の強化のための措置、テロ資金供与の適切な犯罪化に残存する課題に対応するための法案の提出を含む進展を示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化に残存する課題への対応(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産の凍結メカニズム及び手続きの改善(特別勧告Ⅲ)、③金融情報機関の実効性の強化(勧告26)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

インドネシア

2010年2月、インドネシアはFATF及びAPG(アジア・太平洋地域のFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための法もしくはその他手段の改正及び実施(特別勧告Ⅰ)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ケニア

2010年2月、ケニアはFATF及びESAAMLG(東部・南部アフリカのFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は2010年6月28日の犯罪収益及び資金洗浄対策法の施行を含め資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④法執行機関における資金洗浄・テロ資金供与対策に関する意識の向上(勧告27)、⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施(勧告17)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継

続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

モロッコ

2010年2月、モロッコはFATF及びMENAFATF(中東・北アフリカのFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は金融情報機関をより機能的にするためのはじめの措置及び資金洗浄法案の起草を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与罪の範囲を拡大するための刑法改正(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②顧客管理義務の欠陥に対応するための関連法又は規則の改正(勧告5)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ミャンマー

2010年2月、ミャンマーはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しの枠組み強化(勧告35及び特別勧告Ⅰ)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、⑤金融における透明性の強化(勧告4)、⑥顧客管理措置の強化(勧告5)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ネパール

2010年2月、ネパールはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国はより広範囲の罪を犯罪化するための資金洗浄法の拡大を含め、資

金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④適切な刑事共助法制の制定及び実施(勧告36)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ナイジェリア

2010年2月、ナイジェリアはFATF及びGIABA(西アフリカのFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③関連法又は規則が顧客管理義務における欠陥に対応し、全ての金融機関に適用されることの確保(勧告5)、⑤金融セクターにおいて、資金洗浄・テロ資金供与対策の監督が効果的に実施されていることの実証(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

パキスタン

2010年6月、パキスタンはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は恒久的な資金洗浄法の制定を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化の実施(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結し、没収するための適切な手続きの構築及び履行の表明(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④金融サービス業者への適切な制裁体制を含む効果的な規制の実証、及びこれらのサービスに対する資金洗浄及びテロ資金供与の防止措置の範囲の拡大(特別勧告Ⅵ)、⑤越境現金取引の効果的な

管理体制の改善及び実施(特別勧告IX)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

パラグアイ

2010年2月、パラグアイはFATF及びGAFISUDと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国はFATFによる分析が必要とされる2010年6月23日のテロ資金供与を犯罪化する法の制定と2010年6月17日の越境現金取引の管理体制の発展のための規制の可決を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保(特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、③金融における透明性の強化(勧告4)、④顧客管理措置の改善及び拡大(勧告5)、⑤越境現金取引の効果的な管理体制の実施(特別勧告IX)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

カタール

2010年2月、カタールはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は新たな資金洗浄・テロ資金供与対策法の制定、金融セクターに対する改正された資金洗浄・テロ資金供与対策規則の発出、疑わしい取引の届出義務に関するガイダンスの提供を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。FATF及びMENAFATFは、FATFにより以前に特定された欠陥に対応するために要求された改革と行動の履行過程が実行されているかを確認するために、現地調査を行う。

スリランカ

2010年2月、スリランカはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存す

ると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告Ⅰ及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

スーダン

2010年2月、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は金融情報機関が機能するためのはじめの措置を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②完全に機能し、効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、④規制当局が新法及び規則の遵守を確保するために、規制当局者用の監督プログラムの履行(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

シリア

2010年2月、シリアはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を履行及び執行する適切な手段の導入(特別勧告Ⅰ)、②テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、⑤刑事共助のための適切な法及び手続き導入(勧告36-38及び特別勧告Ⅴ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

タイ

2010年2月、タイはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄・テロ資金供与対策における監督の更なる強化(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

トリニダード・トバゴ

2010年2月、トリニダード・トバゴはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続きの実施(特別勧告Ⅲ)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、③監督権限を有し、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

トルコ

2010年2月、トルコはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国はテロ資金供与対策法の起草を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの実施(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・

テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲遷する。

トルクメニスタン

2010年6月、トルクメニスタンはFATF及びEAG(ユーラシア地域のFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国はテロ資金供与を犯罪化する法律の採択、金融情報機関の設置、及び届出規則の制定を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化に関する残存する課題への対応(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続き履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④金融情報機関と国内関係者の協働関係の発展、⑤国際協力の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを行う。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲遷する。

ウクライナ

2010年2月、ウクライナはFATF及びMONEYVALと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄・テロ資金供与に関する新法の制定を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化に関する残存する課題への対応(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの改善及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲遷する。

イエメン

2010年2月、イエメンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以後、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、

FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の適切な犯罪化(勧告1)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③疑わしい取引の届出機関に対する、資金洗浄・テロ資金供与対策義務に関する実質的なガイダンス及び命令の発出(勧告25)、④特にテロ資金供与に関する、金融機関の疑わしい取引の届出義務遵守を確保するための、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視及び監督能力の発展(勧告23)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

(以 上)